

宅地建物取引士資格試験に係る協力機関の推薦団体公募要領

1 業務概要

(1) 目的

宅地建物取引業法第16条の規定に基づき、知事が実施する宅地建物取引士資格試験について、同法第16条の2の規定に基づき、知事から同試験の実施を委任された一般財団法人不動産適正取引推進機構（以下「機構」という。）が、本県における試験事務の一部を知事が推薦する団体（以下「協力機関」という。）に委託することにより、本試験の円滑な実施に資することを目的とします。

知事はこの試験事務の協力機関となることを希望する団体を公募し、協力機関として適切だと判断する団体を機構に推薦し、これに基づき機構と協力機関との間で委託契約が締結されることとなります。

(2) 委託業務内容

事 項	具 体 的 事 務
① 試験会場等の確保	試験会場、試験案内配布場所
② 試験案内の配布及び各種照会への対応	申込者からの問い合わせ等に対応
③ 受験申込受付	郵送及びインターネット申込の審査
④ 試験監督員等の手配等	試験監督員等の選任及び試験監督員説明会の開催等
⑤ 関係公共機関等との連絡調整	試験会場を管轄する警察署及び消防署並びに関係公共交通機関との連絡調整
⑥ 試験当日の事務	試験監督、受験者数の報告及び解答用紙の確認・送付等

委託業務内容の詳細については、「協力機関の業務の概要について」を確認してください。

(3) 協力機関としての推薦期間

令和9年度～令和13年度の5年間の業務を対象とし、推薦します。

2 応募について

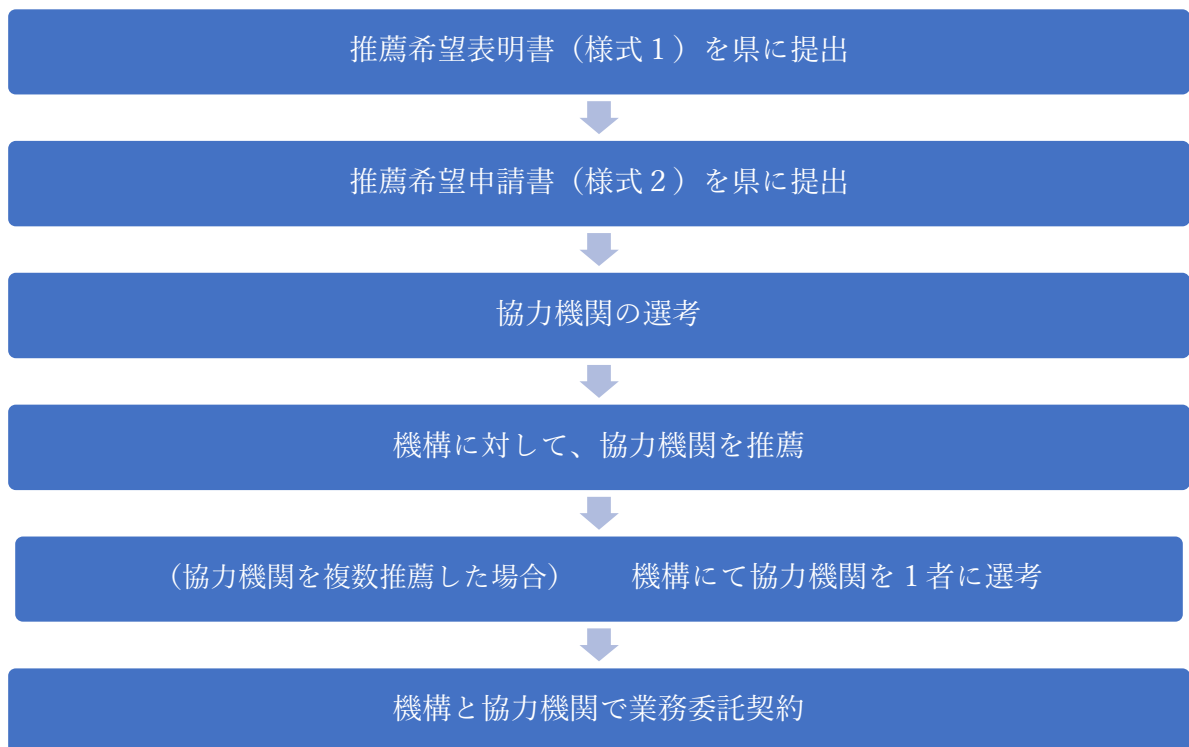
(1) 応募資格及び要件

次の要件をすべて備える者としします。

なお、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- ① 宅建試験の適切かつ確実な実施に必要な組織体制・人員及び経理的基礎を有すること
- ② 「協力機関の業務の概要について」に記載の業務内容を適切に行う意欲・能力を有していること
- ③ 法人格を有していること。ただし、営利追及を目的とする法人でないこと（公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人のうち、法人税法第2条の9の2号に規定する非営利型法人）
- ④ 宅建試験の受験講座など、試験実施の公正・公平を損なうような業務を行わないこと（子会社等関連組織に行わせる場合も含む）
- ⑤ 本県内に常設の事務所を有すること
- ⑥ 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- ⑦ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) 選考ならびに機構との業務委託契約までの流れ



(3) 応募の手続き

1. 推薦希望表明書の提出について

協力機関の推薦を希望する者は、まず、推薦希望表明書（様式1）を持参・郵送にて提出してください。

受付期間：令和7年10月27日（月）～令和7年11月17日（月）

ただし、土、日及び祝日を除く。

受付時間：8：30～17：15

※郵送にて送付の場合は、同日の消印のあるものまで有効です

2. 推薦希望申請書の提出について

上記1の推薦希望表明書を提出後、下記の応募書類を持参にて提出してください。

なお、提出された応募書類の内容等に不明な点がある場合は、問合せをすることがあります。また、必要に応じ、追加資料の提出や応募書類についてのヒアリングを求める場合があります。

受付期間：令和7年10月27日（月）～令和7年12月1日（月）

ただし、土、日及び祝日を除く。

受付時間：8：30～17：15

応募書類（提出部数：各 1 部）

- ① 推薦希望申請書（様式 2）
- ② 法人に関する概要書（様式 3）及び過去三期分の財務諸表
- ③ 法人の定款
- ④ 官公庁が発行する書類（3 か月以内に発行された原本に限る）
 - ・履歴事項全部証明書
 - ・次の税目に係る直近年度の納税証明書（滞納していないことの証明書）
法人県民税・法人事業税、消費税及び地方消費税
- ⑤ 一般社団及び財団の場合は、非営利型法人の要件に該当することが確認できる書類
- ⑥ 佐賀県内の常設の事務所に関する概要書（様式 4）
- ⑦ 事業実施体制等（様式 5）
- ⑧ 誓約書（様式 6）

※⑦「事業実施体制等（様式 5）」につきましては、電子データの提出をお願いします。
（電子メール）

3. 推薦希望表明書ならびに推薦希望申請書の提出先および問合せ先

〒840-8570 佐賀市城内 1 - 1 - 59

佐賀県県土整備部 建築住宅課 総務宅建担当

T E L : 0952-25-7164

F A X : 0952-25-7316

メールアドレス：kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp

4. 質問及び回答

今回の公募に関する質問は、下記質問受付期間内に書面又は電子メールで、上記 3 の問合せ先まで送付してください。

なお、質問内容の十分な把握のため、当課より質問者あてに問合せをさせていただく場合がございます。

回答は令和 7 年 1 1 月 2 0 日（木）までに書面又は電子メールで、全ての推薦希望表明書の提出者に回答する予定です。

質問受付期間：令和 7 年 1 0 月 2 7 日（月）～令和 7 年 1 1 月 1 7 日（月）

3 被推薦団体の選定方法

(1) 選定方法

提出された応募書類等を下記の評価基準に基づき審査を行います。

必要に応じて、応募者に事業実施体制等についてヒアリング等を実施します。この場合、日時、場所等について、後日、連絡します。

協力機関として適切だと判断する団体はすべて機構に対し、推薦を行います。

当県より複数の団体を協力機関として推薦した場合には、推薦後、機構にて協力機関の選定が行われます。

その際の選定方法については、推薦後、機構より指示があります。

(2) 評価基準

評価基準は別紙のとおりです。

4 その他

(1) 機構との委託契約について

機構との委託契約は、県が機構に協力機関を推薦した後、機構と被推薦団体との間で締結します。

なお、契約金額は令和6年度実績で7,041千円です。

(2) 応募書類等の取扱い

応募書類等は、被推薦団体の選定のみに使用し、県で厳重に管理します。

(ただし、法令等により提出を求められた場合を除きます。)

受理した応募書類等は返却しませんので予め御了承ください。

また、選定結果に関わらず、応募書類作成費用等は支給しません。

(3) 移行期間内の活動

新たに協力機関となった場合は、令和9年度以降の試験事務を適切に実施できるよう、令和8年度試験に係る機構主催の説明会等(年3回)に出席するほか、現在の協力機関が行う令和8年度の試験事務に参加し、業務内容について十分に理解していただくこととなります。

なお、この活動に伴う経費は、支給されません。

(4) 推薦の取消し

推薦後であっても、協力機関として推薦することが不相当であると判断したときは、5年の推薦期間を待たずに、推薦を取り消す場合があります。

(5) 試験事務の再委託について

試験事務に係る業務の再委託は、事務の性質上、禁止されています。

ただし、やむを得ない事情などにより、試験事務の処理を他の者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ書面により機構の承諾を得なければなりません。

(6) 事務処理システムについて

本業務は、パソコンを使用して、機構が指定するサーバにインターネット回線で接続してデータ作成等を行います。使用する OS、ブラウザは以下のとおりです。

(インターネット機器の推奨・必須環境)

インターネット機器	OS (推奨)	ブラウザ (必須)
パソコン	Windows 11	Edge Google Chrome
スマートフォン (iPhone)	iOS 16 以降	Safari
スマートフォン (アンドロイド)	Android 12 以降	Google Chrome